公益財団法人セディア財団

定　　款

第１章　総　則

（名称）

第 １ 条　　この法人は、公益財団法人セディア財団と称する。

（事務所）

第 ２ 条　　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

２　　この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第２章　目的及び事業

（目的）

第 ３ 条　　この法人は、自然環境の源である水の大切さから環境保護を学び、恵まれた大自然の中での自然体験・野外活動及びスポーツを通じて健康で活力に満ちた心身ともに豊かな人間を育てることで、時代を担う青少年の育成、高齢者の生涯現役の持続、障害者の自立支援を図り、健康で豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

（事業）

第 ４ 条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）自然体験、野外活動及び農業体験事業

（２）スポーツ教室及び競技会の開催

（３）　水に関するかべ新聞コンテスト事業

（４）　明日の農業レポートコンテスト事業

（５）この法人の目的を達成するために必要な事業

２　　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第３章　財産及び会計

（財産の拠出及びその価額）

第 ５ 条　　この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者　　渡邊 元
現　金　　300 万円

（基本財産）

第 ６ 条　　基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
(2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において理事総数の３分の２以上に当たる多数をもって決議し、評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第 ７ 条　　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年の３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 ８ 条　　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第 ９ 条　　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 貸借対照表
(3) 正味財産増減計算書

(4) (1)～(3)の附属明細書
(5) 財産目録

（剰余金の処分制限）
第１０条　この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第４章　評議員

（評議員）
第１１条　この法人に評議員３名以上６名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第１２条　評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又

は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であり、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

３　評議員のうちには、理事のいずれか１人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか１人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事とその親族その他特殊な関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の資格）

第１３条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第６５条第１項に規定する者及び公益社団法人及び公益財　団法人の認定等に関する法律（以下公益認定法」という。）第６条第１号に規定する者は、評議員となることができない。

２　評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第１４条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議 員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１５条　評議員は、無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第５章　評議員会

（構成）

第１６条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１７条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任
(2) 理事及び監事の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
(3) 定款の変更
(4) 事業の全部又は一部の譲渡
(5) 合併契約の承認
(6) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
(7) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
(8) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

２　評議員会は、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

（開催）

第１８条　定時評議員会は、毎事業年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必要がある 場合には、いつでも臨時評議員会を開催する。

（招集）

第１９条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長 が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員 会の招集を請求することができる。

（議長）

第２０条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第２１条　評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 事業の全部又は一部の譲渡
(4) 合併契約の承認
(5) その他法令で定めた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第２２条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２３条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録

を作成する。

２　評議員会に出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２４条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事３名以上６名以内

(2) 監事１名

２　理事のうち１名を代表理事とする。

（役員の選任）

第２５条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　前項で選定された代表理事は、理事長とする。

４　監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

５　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係のある者の合計数は，理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

６　監事は前項以外に、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

７　他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

２　理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２８条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

３　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２９条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第３０条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会にお いて別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第７章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３２条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 評議員会の招集に関する事項
(2) 代表理事の選定及び解職
(3) 理事の職務の執行の監督
(4) 重要な財産の処分及び譲受け
(5) 多額の借財
(6) 重要な使用人の選任及び解任
(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
(8) その他この法人の業務の執行に関する事項

（招集）

第３３条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

（議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に より他の理事が議長に当たる。

（決議）

第３５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　第３２条第１項第４号については、理事総数の３分の２以上に当たる多数をもって決議し、評議員会の承認を要する。

（決議の省略）

第３６条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。 ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第８章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第３８条　この定款を変更するときは、第２１条第２項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

２　一般法人法第２００条第１項の規定にかかわらず、この定款に規定する目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、前項の規定によりこれを変更することができる。

（合併）

第３９条　この法人が合併するときは、第２１条第２項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

（事業の全部又は一部の譲渡）

第４０条　この法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、第２１条第２項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

（解散）

第４１条　この法人は、一般法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

（公益認定の取消等に伴う贈与）

第４２条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合 併の日から１か月以内に、類似の事業を目的とする公益認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与す

るものとする。

（残余財産の帰属）

第４３条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第９章 情報開示

（帳簿及び書類等の備付け及び閲覧）

第４４条　この法人は、次の号に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

(1) 定款
(2) 第２２条に規定する評議員会の決議の省略をした場合の同意書
(3) 評議員会の議事録
(4) 第３６条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
(5) 理事会の議事録
(6) 会計帳簿
(7) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
(8) 各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告書並びにこれらの 附属明細書
(9) 財産目録
(10) 監査報告
(11) 評議員及び役員名簿
(12) 評議員及び役員の報酬等の支給基準
(13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを 記載した書類
(14) 許認可及び登記に関する書類

２　帳簿及び書類等の備え置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開 規程に定めるものとする。

第１０章 公告の方法

（公告の方法）

第４５条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１１章 事務局その他

（事務局）

第４６条　この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。ただし、事務局長等重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

２　事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第１２章 補 則

（株主権等の行使）

第４７条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

(1) 配当の受領
(2) 無償新株式の受領
(3) 株主配当増資への応募
(4) 株主宛配布書類の受領

（委任）

第４８条　法令及び定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則
この定款の一部を改正し、令和 5 年 12 月 18 日より施行する。

本定款は現在定款の写しに相違ありません。

東京都千代田区大手町一丁目３番２号

公益財団法人セディア財団

代表理事　　渡辺　元